一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
使用する周波数			
業務区域			
放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準	放　送　時　間	
		1日当たり　時間	
		主たる放送事項	
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	

注1　届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

注2　一般放送の種類の欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

（記載例）

一般放送の種類	エリア放送―テレビジョン放送

注3　一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、「別紙に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局（電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放送局をいう。）の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

注4　業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注5　放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注6　主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

（記載例）

観光情報　（観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等）
生活情報　（道路交通情報、病院の案内、天気予報等）
イベント情報　（各種行事の案内等）
災害情報　（地震その他の災害に関する情報、被災状況等）
行政情報　（市町村議会情報、市町村広報等）

注7　他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、同意書の写しを添付すること。

注8　業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。

注9　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注10　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十一号中「一般放送業務開始届出書記載事項変更届」を「有線地上一般放送業務開始届出書記載事項変更届」に、「一般放送業務開始届出書の」を「有線地上一般放送業務開始届出書の」に改め、同表注4を同表注5とし、同表注1から同表注3までを1つずつ繰り下げ、同表注1として次のように加える。

注1　有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。

別表第五十一号中「再放送の義務」を「再放送」に改める。

別表第五十五号中「

有料放送管理業務に係る有線一般放送を行う有料放送事業者の数	

」を「

有料放送管理業務に係る有線一般放送を行う有料放送事業者の数	
有料放送管理業務に係る地上一般放送を行う有料放送事業者の数	

」に改める。

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第二条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「無線局（」の下に「地上一般放送局を除き、」を加える。

第六条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

（地上一般放送局）

第六条の四　自己の地上一般放送の業務に用いる地上一般放送局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

一　その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二　その局を開設する目的が、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。

三　その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それにより公共の福祉を増進することができること。

四　通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なものであること。

五　その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

六　その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。

第六条の五　地上一般放送局であつて、その局の免許人以外の者が行う地上一般放送の業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

一　前条第二号から第六号までに掲げる条件を満たすものであること。

二　その局を開設することによつて提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。

三　その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。ただし、エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百四十二条第二号に規定するエリア放送（放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。）を行うものを除く。